建 技 第　５６３ 号
令和３年３月 30 日

部内各所属長　殿

土木部長

ワンデーレスポンスの実施について

「ワンデーレスポンス」については、平成１９年１２月から土木部で発注する一部の工事において試行を行い、この取組みをさらに推進するため「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き」を作成し、平成２２年度以降に土木部で発注する全ての工事において試行しているところですが、今般、受発注者間のコミュニケーションの更なる円滑化を目指し、「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き」を改訂し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

記

１　改定内容
別添の「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き」～受発注者間のコミュニケーションの更なる円滑化～（令和３年４月　富山県土木部）のとおり

２　適用日
令和３年４月１日

（事務担当　建設技術企画課　技術指導係）

工事監督における
ワンデーレスポンスの手引き

～受発注者間のコミュニケーションの円滑化～

令和３年４月

富山県　土木部

１　背景

公共事業等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成１８年９月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」(以下、「発注懇中間とりまとめ」という。)が報告され、この中においては、各種取組みについて具体化したものから順次実現させることとされており、小循環(個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み)を構築するための具体的な取組みの一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応(＝ワンデーレスポンス)」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスとは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取組みである。

２　意義と目的

（１）　品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の３項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生しているとの指摘がある。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

（２）　工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内で工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切な工程管理を行うことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

３　期待される効果

（１）手待ちの減少による効率的な現場施工の実現

現場施工の中で発生する受注者からの質問や協議等に対し、速やかに回答することにより現場での手待ちが減少し、効率的な現場施工が可能となる。

また、即日回答が困難な案件についても、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認し、回答日を予告することにより、現場では次の段取りが可能となる。

（２）コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力などの伝承

受注者からの質問や協議に対し、判断材料が揃っていれば現場の担当者はすぐに上司に相談できるため、発注者内部での意思決定も速やかに行われる。また、発注者側の意思決定を効率的に行うことは、それに要するマンパワーが少なくて済むほか、内部のコミュニケーションが活性化することになる。

基本は、すばやい「報告・連絡・相談」であるため、相談された上司も素早いレスポンスが要求される。部下はその様を目の当たりにすることにより自発的なＯＪＴ（職場研修）が実践され、コミュニケーションの向上や技術の伝承につながる。

（３）報告・連絡・相談による情報共有の実現

受注者と発注者、あるいは監督員間で頻繁に報告・連絡・相談等が行われることから、現場の問題点や進捗状況等の情報が共有され、様々な視点からの把握が可能となる。

また、工事の進捗管理と発注者の役割分担(いつ、何をしなければならないか)を具体的に把握することができる。

（４）スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革

効率的な現場施工により各作業の工期がタイトになれば、下請負者を含む関係者は一日一日の仕事に対し、緊張感を持って段取りよくコミュニケーションを図りながら行う必要があるため、効率的な作業が期待できる。

また、発注者の「技術力」も必要となるため、学習や知識の蓄積が不可欠となり、すばやい対応を要求されることから緊張感が生じ、業務に対する意識の改革につながる。

（５）現場トラブル拡大の防止

受注者が綿密な施工計画に基づいて工程管理を行うことは、工事の先々を予測し見通しながら先手の対応を可能とし、不測の事態が発生した際の対応が適切に行われることが期待できる。

また、受注者からの質問や指示依頼が速やかに、かつ適切に行われることにより回答を早く返すことができる。このことは、トラブル発生の際のレスポンスタイムを短縮するばかりでなく、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

（６）行政サービスの向上

工事目的物が早期に完成することは、その効果を早く県民に提供できると同時に、工事現場周辺の住民への影響を少なくできるため、行政サービスの向上という発注者責任を果たすことになる。

４　実施方法

（１）設計書作成時
支障物件や用地買収等の問題点を把握し、できる限り工程上の支障案件を回避する。

〈解説〉
電柱移設など他機関へ協議が必要となるものは、事前に対応を進めるものとする。なお、これら支障物件や、用地買収等が、発注までに完了しない場合は、完了見込みの条件明示を検討する。

（２）施工前に行う設計図書の照査時
ア　施工に先立ち、設計図書の照査と結果の報告を受注者に求め、設計図書と現場の不一致等を把握し、受発注者間で確認しておく。

イ　照査の結果、「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生する場合は、これに要する費用の負担は発注者の責任において行う。

〈解説〉
ア　施工中に設計書と現場の不一致等が判明し、工事が続行困難な状況となることを避けるため、早い段階からの問題把握に努める。

イ　計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が必要となり、これを受注者において実施する場合は契約変更の対象とする。（別添参照）

（３）施工計画書提出時
ア　工程上重要な事項を確認し、必要に応じて受注者に説明を求める。

イ　協議を円滑に進めるための参考として、受注者に「回答までの日数の目安」を提示する。

〈解説〉
ア　円滑に工事が進むよう、
①工事工程に問題があるとして受注者から協議を受けた場合、受注者とともに問題解決に努める
②工事の進捗状況等の報告について綿密に打ち合わせるなどにより、工程に関する情報を共有する。

イ　「回答までの日数の目安」は別表の例を参考に適宜追加、削除して差し支えない。

（４）工事施工時

ア　受注者から協議を受ける際に、回答希望日やおおよその希望時期（至急、一週間程度など）を確認する。

イ　受注者から受けた協議文書を、直ちに副主務および担当班（課）長にそのコピーを配布するなど、担当班（課）内の情報共有を図る。

ウ　協議に対する回答を班（課）内で検討した上で、基本的にその日のうちに回答するなど、速やかな回答に努める。意思決定に時間を要する場合は、「回答予定日」を回答する。

エ　複数人（主務、副主務その他）による打合せや現場対応に努める。

オ　情報共有システムを使用する場合、上記の内容については、ワンデーレスポンス支援機能等を活用し、関係者全員における協議事項の情報共有を図る。

カ　情報共有システムを使用しない場合においては、設計変更に係る協議書の提出はメールを使用することとし、「監督員」「会社の上司」「発注所属の共用メールアドレス」の３者に送信し、関係者間での情報共有の徹底を図る。

〈解説〉

ア　日頃より、受発注者間の意思疎通を図るため、円滑なコミュニケーションに努めることが重要である。また、回答希望日の背景にある現場の状況を把握しておくことは、緊急性を判断するために有効である。

イ　協議などに関連し、受注者から第一報を受けた段階で班長等に相談するなど、報告・連絡・相談等による情報共有を図る。協議内容を班（課）内で共有することは、速やかな対応につながる重要な取組みである。

ウ　「回答までの日数の目安」を参考に、その日のうちに回答する。

エ　情報共有による迅速な意思決定や技術力の伝承の観点から、若手監督員＋熟練職員または熟練監督員＋若手職員などの組合せを想定している。

オ　情報共有システムのワンデーレスポンスを支援する機能の活用により、受注者が希望する回答日や、発注者が想定する回答予定をシステムに登録することが可能となる。協議事項を関係者全員で共有するため、ワンデーレスポンスの実現に効果的である。

カ　設計変更に係る協議を面談、書面にて実施した場合においても、改めてメールにて提出を求める。また、３者にメールすることにより、設計変更に係る協議について関係者間で共有することができる。なお、詳細な送信方法は、別途定める送信先アドレス、件名の記載方法等に基づくものとする。

（５）変更設計書作成時
変更内容は、受発注者間で相互に確認する。

〈解説〉
①現場代理人が行う工事の出来形に関する報告時期や、②監督員が行う変更設計書(案)（変更図面、変更数量計算書、金抜き設計書、金額等）の提示時期について、あらかじめ目標時期を相互に取り交わしておくなどにより、変更内容を相互に確認する時間を確保する。

（６）参照する図書
工事の各段階においては「工事施工の円滑化４点セット（富山県版）」を参照する。

〈解説〉
設計照査や設計変更などの工事の各段階において参照することで、協議の円滑化などの生産性向上を図るため、

・「土木工事の条件明示の手引き（案）」
・「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」
・「土木工事設計変更ガイドライン（案）」
・「工事中止に係るガイドライン（案）」

の４点セットを官民が協同により作成している。これらの活用により、円滑な施工に関する受発注者間の共通認識を深めることは重要な取組みである。

５　特記仕様書への記載

全工事の特記仕様書に、次のとおり明示するものとする。

第○条　ワンデーレスポンス
この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。なお、詳細については「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き(富山県土木部)」に基づき実施するものとする。

＜参考＞イメージフロー図

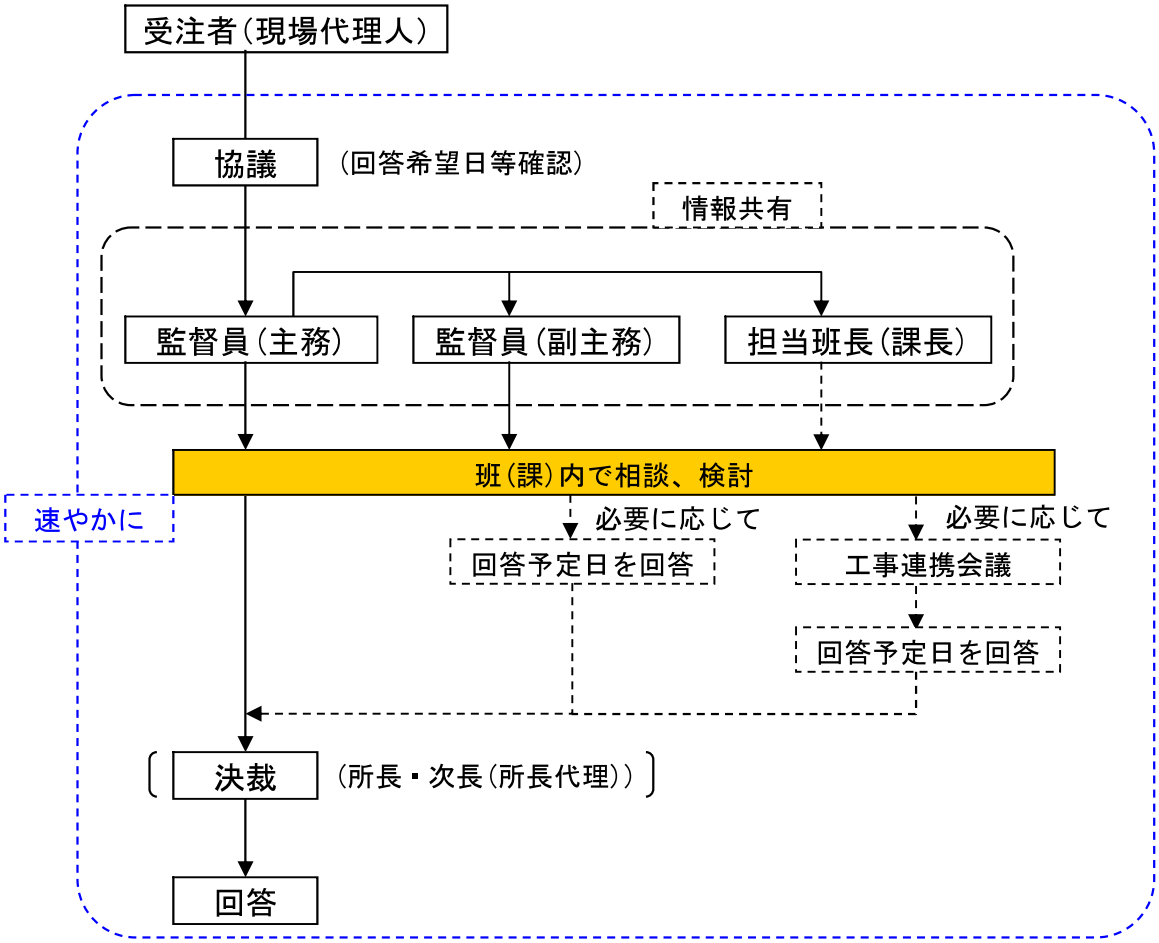

別表

回答までの日数の目安（例）

１日以内
・使用材料の規格の変更（特記仕様書等で明記のあるもの） （例）コンクリート配合の変更 ・概数発注による詳細測量結果報告による指示（承諾） ・コンクリート殻・発生土等の処分地変更 ・構造物取壊し数量の変更 ・既設構造物との取合い（擦りつけ）
３日以内
・施工方法の変更によるもの ・工種が追加・変更となるもの ・舗装構成（ＣＢＲ試験によるものなど）の変更 ・地元要望で、他の関係者と協議を要しないもの
７日以内
・他の関係機関との調整を要するもの ・地元要望で、他の関係者と協議を要するもの
７日超え
・他の関係機関との調整を要するもの ・別途調査が必要なもの

別添

○「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生した場合のフロー図

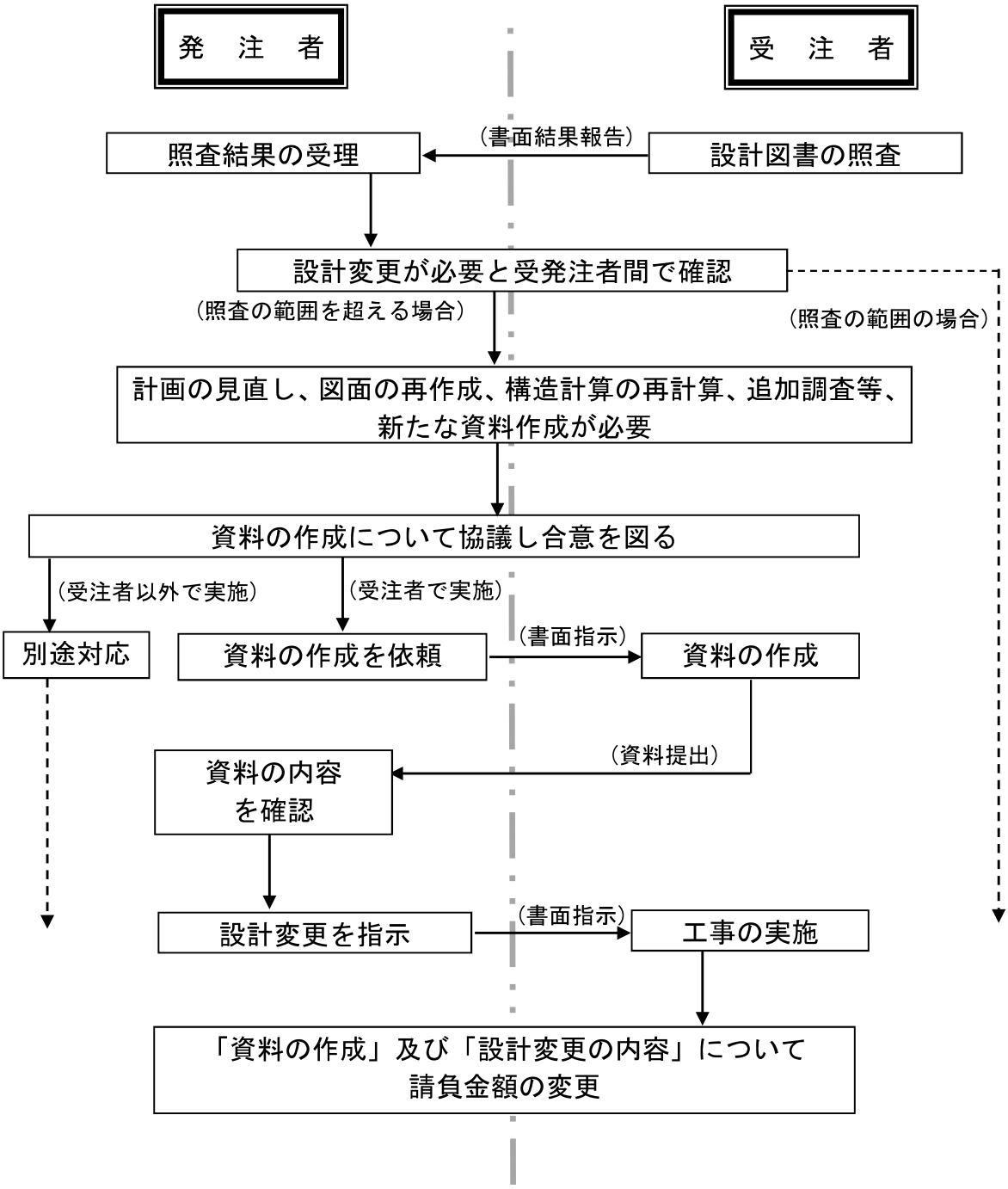

建 技 第　１８７ 号

令 和 5 年 7 月 27 日

部内各所属長　殿

土木部長

ウィークリースタンスの取り組みについて

県内建設関係企業において、就業者の高齢化や担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、技術者の確保・育成が重要な課題となっています。

また、平成 31 年 4 月 1 日施行された改正労働基準法では、時間外労働の上限が罰則付きで規制され、建設業においては、施行から 5 年後（令和 6 年度）の適用となるため、それまでの期間は受発注者がともに、環境づくりを行うことが必要となっています。

つきましては、受発注者間の労働環境の改善のため、ウィークリースタンスの取組みについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1　対象業務　富山県土木部が発注するすべての工事、業務

2　ウィークリースタンスの取り組み内容

・マンデー・ノーピリオド（月曜日を依頼の期限日としない）
・ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける）
・フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
・イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

なお、この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行ってください。

また、災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応をしてください。

3　特記仕様書への明示例

発注者は、特記仕様書に次のとおり明示する。

第〇〇条　ウィークリースタンス 1　建設関係企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事（業務）は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取り組みに努めることとする。 （1）月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド） （2）水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける（ウェンズデー・ホーム） （3）金曜日に依頼しない（フライデー・ノーリクエスト） （4）昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング） （5）定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト） 2　この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行うことができるものとする。 3　災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

4　適用

令和5年8月 15 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事及び建設工事にかかる委託業務に適用する。

事務担当
建設技術企画課
技術指導係
企画調整係

建　技　第４６７号
農　整　第７１８号
平成 30 年３月 15 日

土　木　部　部内各所属長
農林水産部　部内各所属長　殿

土　木　部　長
農林水産部長

富山県コンクリート製品協会の認定製品の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。
本通知に伴い平成 17 年３月 30 日付け企用第２５３号及び耕第１９４号土木部長及び農林水産部長通知「コンクリート二次製品にかかる使用資材届の取扱いについて」は平成 30 年４月１日以降に入札公告、指名通知又は見積書の徴収を行う工事から廃止する。

記

１　目的
コンクリート二次製品のうち、富山県コンクリート製品協会（富山県コンクリート製品協会認定委員会）において認定した製品（以下「認定製品」という。）は、製造者及び協会において認定検査や自主管理状況検査が徹底されていることから、以下のとおり事務の効率化を図るものとする。

２　対象
本通知の対象は、富山県土木部又は農林水産部が発注する土木工事で使用する認定製品とする。

３　取扱い
認定製品は、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準におけるＪＩＳ規格製品（Ｉ類）に準拠して取扱うこととし、認定製品であることを証明するために製品に印字されている認定マーク表示は、ＪＩＳマーク表示として取扱う。
ただし、監督員または検査員が必要と判断した場合は、受注者に品質証明資料の提示を求めることができる。
なお、施工計画書における主要資材の記載にあっては、認定製品であることを明記すること。

４　その他
監督員は、認定製品の保有すべき品質に疑義が生じた場合は、速やかに建設技術企画課技術指導係または農村整備課技術管理係に報告するとともに、品質を確約するために必要な試験等について受注者と協議の上、実施するものとする。

５　適用年月日
平成 30 年４月１日以降に入札公告、指名通知又は見積書の徴収を行う工事から適用する。なお、既発注工事においても受発注者協議の上、平成 30 年４月１日から適用可能とする。

（事務担当　建設技術企画課技術指導係
農村整備課技術管理係）

令和6年度　認定製品一覧表

令和6年4月1日

大分類	中分類	製品名	アドヴァンス	リ共ー和トコエン業ク	ケンチ		リ神ー通トコエン業ク	ピセーキシサーン	リ林ートコエン業ク	北ホクエ陸ツ		ベルテクス	ミルコン	八尾生コン	ヨツバ
		工場名	富山	富山	大門	大沢野	本社	富山	本社	富山	福光	富山	小矢部	コンクリ	高島
URC製品	境界ブロック類	歩車道境界ブロック（協会）	○		○		○	○	○	○	○		○		○
		境界ブロック			○				○	○	○				○
	擁壁ブロック類式	積みブロック												○	
		大型積みブロック				○		○		○	○		○		
		連結ブロック		○											
		張りブロック					○		○						○
		ブロック基礎	○		○										
RC製品	路面排水溝類	U形側溝					○	○	○						○
		上ぶた式U形側溝			○		○			○					
		落ちふた式U形側溝		○	○		○	○	○	○	○				○
		L形側溝			○	○	○		○	○	○				○
		U型溝			○		○		○	○	○				○
		自由勾配側溝					○	○	○	○	○		○		○
		自由勾配側溝ふた					○	○	○	○	○		○		○
	用排水路類	フリューム			○		○		○	○	○				○
		連結型ベンチフリューム	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
		連結型暗渠ベンチフリューム及びふた			○		○	○	○	○	○	○	○		
		用排水フリューム			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		大型フリューム（統一型）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
	擁壁類	L型擁壁（3.0ｍ以下）				○	○	○	○	○	○	○	○		
		大型L型擁壁（3.25ｍ以上）				○	○	○				○	○		
	暗渠類	小断面ボックスカルバート			○	○	○	○		○	○	○	○		
		ボックスカルバート			○	○	○	○		○	○	○	○		
		横断暗渠ブロック			○	○	○								
		消雪パイプブロック	○												

富山県コンクリート製品協会

建技第　78　号
平成21年3月10日

部内各所属長　殿

土 木 部 長

富山県請負工事成績評定要領の運用について（通知）

富山県請負工事成績評定要領の運用について、下記のとおり定めたので通知します。

記

1　第２ただし書き関係
「地震、洪水等災害に伴う復旧工事の契約締結手続きについて（平成１１年３月３１日付け土木部長）」に該当する工事については、工事成績評定第２のただし書きに該当することとし、工事成績評定を省略する。
なお、請負者と成績評定を省略する旨、事前に協議するものとする。

2　適用期日
平成２１年４月１日から適用する。

【事務担当】
建設技術企画課技術指導係

管第　１３０　号

平成11年３月31日

農林水産部長
企業局長　　殿
部内各所属長

土　木　部　長

地震、洪水等災害に伴う復旧工事の契約締結手続きについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1　契約方法

次に掲げる条件をすべて満たす工事については、地方自治法施行令第 167条の２第１項第３号の規定（緊急の必要があるとき）に基づき、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

（１）地震、洪水等災害に伴う復旧工事又は被災地域及びその周辺地域で施工される関連工事であること。

（２）当該災害により発生している被害の拡大を防ぐための応急的な工事であること。

（３）被災地域及び周辺地域の住民の生命、身体及び財産保護のため、緊急に実施する必要があり、かつ、競争入札の手続きをとることが、その時期を失し、あるいは契約の目的を全く達成することができない場合であること。

2　随意契約の予定相手方の選定

随意契約をしようとする相手方（以下「随意契約の予定相手方」という。）については、原則として、次に掲げる業者のうちから、速やかに、かつ、適切に選定するものとする。

（１）当初施工業者

（２）被災地域の近隣の業者

（３）当初入札参加者

3　契約手続き等

１に定める場合において、当該工事の実施設計書の作成をまって契約を締結する時間

的な余裕がないほどの緊急を要する場合の手続きは、次のとおりとする。

（１）協議書等の送付

ア　課長（本庁の契約担当課長をいう。以下同じ。）又は所長（出先機関の長をいう。以下同じ。）は、協議書（様式１）及び見積書の作成に際して参考となる資料を随意契約の予定相手方に送付して、承諾書（様式２）及び見積書の提出を求める。

イ　承諾書及び見積書の提出により協議が成立したときは、速やかに工事に着手させる。

（２）実施設計書の作成及び予定価格の算出

（１）の規定による協議の成立後は、当該工事の実施設計書を早急に作成し、提出された見積書を勘案しながら、予定価格を算出する。

（３）請負契約の締結

ア　課長又は所長は、（１）イにより提出を受けた見積書に記載された見積価格が予定価格以下のときは、速やかに随意契約の予定相手方と請負契約を締結するものとし、予定価格を超えるときは、再度見積書を提出させる。

イ　契約の締結に際しては、契約書を作成する。契約書の契約日及び工期は、次のとおり記載する。

（ア）契約日

契約日は、見積価格の採用決定をした日以後（契約の保証が必要なものについては、保証が付された日以後）とする。

（イ）工期

工期は、契約日から工期末までを記載するものとし、追認条項（別添のとおり）を追加した契約書に記名押印することにより、契約締結までの請負者の行為を追認する。

（４）その他

（１）及び（２）の規定にかかわらず、緊急に施工する必要があり、書面による協議を行う時間的余裕がない場合は、口頭により協議を行うことができる。この場合においては、協議の成立による工事着手後、速やかに、協議書、承諾書及び見積書を取り交わすものとし、協議書及び承諾書の日付けは、口頭による協議を行った日とする。

（事務担当　管理課業務係
内線４０４５）

様式１

年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者名　　殿

富山県知事　　印

協　　議　　書

○年○月○日に発生した○○○○により被害を受けた○○○○の緊急復旧に当たり、貴社を随意契約の協議の相手方としたので、下記の条件により承諾できれば、別添の様式による承諾書を○年○月○日までに、見積書を○年○月○日までに提出してください。

記

1　工事名　　工事

2　工事場所　　地内

3　工期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4　工事内容

5　契約の締結　　富山県が、この工事についての実施設計書を作成したときは、直ちに工事請負契約書を作成し、契約を締結する。

6　請負代金額　　工事請負契約書に記載する請負代金額については、富山県が作成したこの工事の実施設計書に基づいて算出した予定価格の範囲内において決定するものとする。

様式２

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住所

商号又は名称

代表者名　　印

承　　諾　　書

○年○月○日付けで協議のあった下記工事の復旧工事については、これを承諾します。

記

１　工事名　　工事

２　工事場所　　地内

３　工期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

《別添》

（追認）

第51条　この工事に係る協議の成立により、　年　月　日から本契約の締結までの間に、乙が甲のために、甲が発注した工事として行った行為は、この契約に基づき行ったものとみなす。

※　上記追認条項記載した別紙を富山県建設工事標準請負契約約款の次に添付し、割印又は袋とじををしたものを契約書とする。

管 第 389 号
平成１１年１０月１３日

部内各課・室長
殿
各土木事務所長

管理課長

ほ場整備事業地区における公共の用に供するための転用について（通知）

このことについて、農林水産部長から別添のとおり通知があったので、通知の趣旨に沿い、事業の適正かつ円滑な執行を図るよう通知する。

（事務担当：経理係）

耕　第　479号
平成11年10月12日

土木部長　殿

農林水産部長

ほ場整備事業地区における公共の用に供するための転用について

このことについて、先般、調査したところ、ほ場整備事業によって整備された農地が、公共の用に供するため非常に多く転用され、さらに、補助金返還免除申請等が適正に処理されていない案件がありました。

公共の用に供された転用案件は、社会･経済情勢の変化等により、やむを得ず転用されたものと捉えておりますが、転用するにあたっては、農用地利用計画を尊重したうえ、十分検討されなければならないものと考えております。

つきましては、今後とも、優良農地の確保のため、転用については、十分考慮し、検討していきたいと考えておりますが、道路等を整備されるにあたっては、次の点について適切に対応されるよう願います。

(1)　ほ場整備事業の工事完了公告年度の翌年度から起算して８年を経過しない地区において、道路等整備のため転用する場合は、補助金返還免除申請の手続きを行う。

(2)　平成２年度以降工事完了公告されているほ場整備事業地区において、既に、道路等整備のため転用されたにもかかわらず、補助金返還免除申請がなされていない案件については、速やかに所定の手続きを行う。

(3)　今後、道路等を整備するにあたっては、計画策定段階において、農地林務事務所･土地改良区等との調整を十分行う。

（事務担当　耕地課換地業務係）

土地改良事業施行地区における転用に伴う補助金返還について

H11.10.13
耕 地 課

1　補助金返還について

土地改良事業の受益地を転用する際、下記の要件の全てに該当する場合は、補助金の返還が必要です。

（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」「富山県営土地改良事業分担金等徴収条例」等に拠る。）

1. 昭和 44 年度以降に新規着工された土地改良事業である。
2. 工事完了年度の翌年度から起算して、８年を経過していない転用である。
3. 補助金返還が必要な土地改良事業（ほ場整備、かん排等）である。
4. 面工事の土地改良事業（ほ場整備等）の場合は、１０ａ以上の転用である。
   線工事の土地改良事業（かん排等）の場合は、総受益面積の 10 分の１以上の転用である。（ただし、総受益面積が 100ha を超えるときは、10ha 以上の転用である。）

2　補助金返還免除について

補助金返還が必要な場合であっても、公共施設用地等のための転用については、補助金返還免除申請をすることにより、補助金返還が免除されることがあります。

（「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」農地局長通達等に拠る。）

(1)　免除要件

主な免除要件は、次のとおりです。

1. 土地収用法第 26 条第１項の規定による告示に係る事業の用に供する場合
   （道路、学校、病院等）
2. 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合

(2)　手続

1. 転用事業者からの依頼により土地改良区が県へ免除申請をします。
2. 土地改良区の申請案件が要件に該当すると考えられる場合、県は農政局長に申請します。
3. 農政局長又は農林水産省構造改善局長が返還させないことを相当と認める場合に免除されます。

(3)　免除申請書類（主なもの）

1. 転用の事業内容（事業主体、事業名、事業年度、負担区分）
2. 用地選定について（用地選定の理由・規模の決定理由）
3. 転用に伴う売買に関する資料（売買契約書の写）
4. 転用の位置・面積に関する資料（図面、転用地一覧表、登記簿の謄本等）
5. 転用事業主体から土地改良区あての返還免除申請手続依頼文書

企　管第５２９号
管　　第４３８号
平成13年12月28日

関係各課長
関係出先機関の長　殿
市町村長

富山県農林水産部長
富山県土木部長

工事現場事故の防止について（通知）

このことについて、別紙のとおり建設関係団体に指導の徹底を要請したので、貴職におかれてもこの趣旨を踏まえ、工事現場における安全管理の徹底に留意し、現場事故の未然防止に万全を期されたい。

（事務担当　農林水産部企画管理課経理係
土木部管理課業務係）

写

企　管第 529 号
管　　第 438 号
平成13年12月28日

社団法人富山県建設業協会長
富山県建設産業団体連合会長
富山県土地改良建設業協会長
富山県林務建設業協会長
全日本漁港建設協会富山県支部長
殿

富山県農林水産部長

富山県土木部長

工事現場事故の防止について（通知）

公共工事における現場事故の防止については、従来から労働安全衛生法等関係法令の遵守などにより、工事現場における安全管理の徹底を図っていただいているところであります。

しかしながら、最近、県発注工事の工事現場において、相次いで死傷事故が発生しております。また、現在降雪期を迎えているところであり、積雪や凍結等による事故の防止についても十分留意する必要があると思われます。

貴職におかれましては、貴会会員の建設業者等に対し、工事現場における安全管理の一層の徹底を図られ、現場事故の未然防止対策に万全を期されますよう、ご指導をお願いします。

（事務担当　農林水産部企画管理課経理係
土木部管理課業務係）

建 技 第 ５ ３ ８ 号
平成２２年１２月２２日

部 内 各 所 属 長
部内各出先機関の長　殿

建設技術企画課長

悪天候時における労働災害防止対策の徹底について（通知）

このことについては、平成２２年１２月６日付け建技第５０９号「工事現場事故の防止について」で通知したところであるが、富山労働局長より別紙のとおり要請があったので、悪天候時における作業禁止の徹底等、労働災害防止については引き続き留意願いたい。

（事務担当　技術指導係）

＜別紙＞

富労発基第５９５号の２
平成２２年１２月１７日

富山県 土木部長　殿

富山労働局長

悪天候時における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素は、労働行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設工事における労働災害防止対策につきましては、平成１９年３月２２日付け基発第０３２２００２号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づき、その徹底を図っているところであります。

しかしながら、本年１２月３日に射水市内における橋梁建設工事現場において仮設物ごと労働者２名が墜落し死亡するという重大な災害が発生したことは、誠に遺憾であります。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、建設工事においては、発注条件が安全確保に大きな影響を及ぼすことから、工事発注に当たっては、計画段階における安全の確保とともに、施工時の安全の確保に対する配慮について従来からお願いしているところです。

つきましては、貴職におかれましても、今回の重大災害の発生に鑑み、悪天候時における労働災害防止の徹底を図るため、工事発注に当たって、下記事項の徹底について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

１　悪天候時における作業禁止の徹底

労働安全衛生規則第５２２条において、「高さが２メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない（注）。」とされていることから、かかる場合における作業の禁止につい

富山県
収 22.12.22 受
建設技術企画課

て、発注者としても施工業者に対し徹底を図られたいこと。

また、前線の通過に伴う急激な気象変化や急速に発達した低気圧による局地的な突風への対応については、施工業者に対し、常に気圧配置や前線の位置に関する情報に注意するとともに、工事現場内に吹き流し、風速計などを設置し、気象観察を行うよう指導を行われたいこと。

（注１）「強風」とは、１０分間の平均風速が毎秒１０ｍ以上の風。

（注２）「大雨」とは、１回の降雨量が５０ｍｍ以上の降雨。

（注３）「大雪」とは、１回の降雪量が２５cm 以上の降雪。

（注４）「悪天候のため」には、気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む。

2　安全に配慮した設計・施工方法の選定

足場、作業構台等（以下、「足場等」という。）の設置を伴う工事を発注する場合は、作業箇所及び周囲の地形の状況に起因する地域の気象の特殊性、足場等の設置地点における過去の気象情報等に基づいて、安全に配慮した設計と施工方法を選定されたいこと。

3　施工業者への情報提供

発注者側で実施した作業箇所及び周囲の地形の状況に起因する地域の気象の特殊性、足場等の設置地点における過去の気象情報等調査の結果については、施工業者に、的確に情報提供していただきたいこと。

4　リスクアセスメント等の実施

強風、大雨、大雪等の悪天候を想定した危険予知及びリスクアセスメントを実施するよう指導を行われたいこと。

5　現場監督時の指導

現場監督時等において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、危険が予想されるような足場等の設備や作業等を発見した場合には、作業中止をはじめ必要な指導を行われたいこと。

労働安全衛生規則（抜粋）

（悪天候時の作業禁止）

第五百二十二条　事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

（点検）

第五百六十七条　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

２　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

二　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

三　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

四　第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

五　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

六　脚部の沈下及び滑動の状態

七　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

八　建地、布及び腕木の損傷の有無

九　突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

３　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一　当該点検の結果

二　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（つり足場の点検）

第五百六十八条　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に

掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（点検）

第五百七十五条の八　事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一　支柱の滑動及び沈下の状態

二　支柱、はり等の損傷の有無

三　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

四　支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

五　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

六　水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

七　手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一　当該点検の結果

二　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（足場についての措置）

第六百五十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一　構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

二　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

ロ　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

ハ　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ニ　第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
ホ　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
ヘ　脚部の沈下及び滑動の状態
ト　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
チ　建地、布及び腕木の損傷の有無
リ　突りようとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三　前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとすること。

2　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一　当該点検の結果
二　前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（作業構台についての措置）

第六百五十五条の二　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一　構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。
二　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
イ　支柱の滑動及び沈下の状態
ロ　支柱、はり等の損傷の有無
ハ　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
ニ　支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
ホ　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ヘ　水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

ト　手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

三　前二号に定めるもののほか、第二編第十一章（第五百七十五条の二、第五百七十五条の三及び第五百七十五条の六に限る。）に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

2　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一　当該点検の結果

二　前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容